

A6 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A6	1111 通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 1,798 単位	1,798	1月につき
A6	1112 通所型独自サービス11日割		日割の場合 59 単位	59	1日につき
A6	1121 通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2 3,621 単位	3,621	1月につき
A6	1122 通所型独自サービス12日割		日割の場合 119 単位	119	1日につき
A6	1113 通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで 436 単位	436	1回につき
A6	1123 通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで 447 単位	447	
A6	C211 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 18 単位減算	-18 1月につき
A6	C212 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合 1 単位減算	-1	1日につき
A6	C213 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2 36 単位減算	-36	1月につき
A6	C214 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合 1 単位減算	-1	1日につき
A6	C215 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 4 単位減算	-4	1回につき
A6	C216 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2 4 単位減算	-4	
A6	D211 通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 18 単位減算	-18 1月につき
A6	D212 通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合 1 単位減算	-1	1日につき
A6	D213 通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2 36 単位減算	-36	1月につき
A6	D214 通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合 1 単位減算	-1	1日につき
A6	D215 通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 4 単位減算	-4 1回につき
A6	D216 通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2 4 単位減算	-4	
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 376 単位減算	-376 1月につき
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2 752 単位減算	-752	
A6	6207 通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94 単位減算	-94 1回につき
A6	5612 通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	47 単位減算	-47	月運につき
A6	5010 通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100 単位加算	100	1月につき
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240 単位加算	240	
A6	6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50 単位加算	50	
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200 単位加算	200	
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150
A6	5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160
A6	6310 通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算	480 単位加算	480	
A6	6011 通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88 単位加算	88
A6	6012 通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ		事業対象者・要支援2 176 単位加算	176	
A6	6107 通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅠ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 72 単位加算	72
A6	6108 通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅡ		事業対象者・要支援2 144 単位加算	144	
A6	6103 通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅠ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 24 単位加算	24
A6	6104 通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅡ		事業対象者・要支援2 48 単位加算	48	
A6	4001 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100
A6	4002 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200
A6	6200 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20 1回につき
A6	6201 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5
A6	6311 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	40 単位加算	40	1月につき
A6	6100 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92/1000 加算	
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90/1000 加算	
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80/1000 加算	
A6	6380 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A6	8001 通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	
A6	8002 通所型独自サービス11日割・定超		59 単位	41		
A6	8011 通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535
A6	8012 通所型独自サービス12日割・定超		119 単位	83		
A6	8003 通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位	305 1回につき	
A6	8013 通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位	313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A6	9001 通所型独自サービス11・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員が欠員の場 合 × 70%	
A6	9002 通所型独自サービス11日割・欠		59 単位	41		
A6	9011 通所型独自サービス12・欠		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535
A6	9012 通所型独自サービス12日割・欠		119 単位	83		
A6	9003 通所型独自サービス21・欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位	305 1回につき	
A6	9013 通所型独自サービス22・欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位	313	

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

本町における介護予防・日常生活支援総合事業の単価については、介護保険法施行規則140条63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準に基づき定めています。